

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から平成28年7月、第5回総会を開会いたします。なお、本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

5番森委員から欠席との連絡が入っておりますので、報告いたします。出席農業委員会委員は、14名中13名出席、定足数に達しており、総会は成立しております。

出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

開会時間は午後1時31分です。

質疑等は、挙手の後、許可を得て、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えるか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

続きまして、日程1 議事録署名委員の指名ですが、席次の順により逐次署名委員とすることとなっております。議席番号9番櫻井委員、10番小林委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2 議案第1号 農地法第3条第2項第5号における別段の面積の設定について上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

議案第1号 農地法第3条第2項第5号における別段の面積の設定について内容説明をいたします。

本件につきましては、国の指導によりまして、別段の面積を定めているかないかに関係なく、農業委員会は年に1度、この面積について協議することを求められております。

まず、法律上の下限面積については、都府県は50aと定められていますが、小川町においては、八和田地区を除きます3地区、小川・大河・竹沢地区において別段の面積を現行30aに設定しております。今般の総会にご提案します小川・大河・竹沢地区の面積については、農地法施行規則第17条第1項を適用しまして、現行同様30aの設定を提案するものです。

設定の根拠について申し上げますので、次のページの参考資料、「農家台帳による経営耕地面積毎の経営体数」の一覧表をご覧いただきたいと思います。この表につきましては、各地区における経営面積別の農家数の一覧になっています。経営面積の少ない農家数から全体の4割の農家がどの経営面積に該当するか。これによりますと小川・大河・竹沢地区は30a以下の農家が4割を超えております。よって、この3地区については、30aの別段の面積を設定したいというものでございます。

なお、八和田地区農家の経営体数が4割を超えるのは経営耕地面積が50a以下となるため、別段の面積を設定することなく法律上の下限面積50aが適用されるものでございます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

それでは採決にはいります。議案第1号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号について、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、日程3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請書審議についてを上程いたします。

申請番号1番について事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第2号申請番号1番について説明いたします。

(申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

調査区は、大河地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号申請番号1番の現地調査について、大河地区担当委員より報告をお願いします。

8番

議席番号8番根岸が調査報告します。現地調査は、7月20日午前9時00分から、大河地区農業委員4名と推進委員2名で行いました。なお、当日は受人にも同席いただきました。申請場所ですが、パトリアおがわ付近の矢岸橋を渡り、西へ約200m進んだ右側の農地です。花卉、花木等植わって下草も管理されております。平場で管理しやすい場所でもあり、特に問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第1号 申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号 申請番号1番について、原案のとおり可決いたします。

続きますして日程4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議についてを上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

議案第3号 申請番号1番について説明いたします。

(申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

農地区分につきましては、生産性の高い優良農地、第1種農地と判断されます。第1種農地については転用が原則不許可となっておりますが、不許可の例外の1つである周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにあたります。

調査区は、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第3号申請番号1番の現地調査について、八和田地区担当委員より報告をお願いします。

9番

議席番号9番櫻井が調査報告します。現地調査は、7月23日午前9時00分から、八和田地区農業委員3名と推進委員3名、それと申請人本人立会いのもとで行いました。申請場所ですが、県道菅谷寄居線の奈良梨交差点から寄居方面に約2Km進み、市野川の橋を渡り約500m進んだ右側の農地です。貸借関係ですが、受人と渡人は親子で申請地に隣接する住居に同居しています。申請理由につきましては理由書のとおりですが、その必要性は強く感じました。排水については地区の水利組合から平成27年9月1日に同意を得ています。最後に調査結果として特に問題ないと考えます。

議長

ありがとうございました。補足説明がある方はいますか。

(なし)

議長

特にないようですので、質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(質問なし)

議長

ないようですので、採決いたします。議案第3号 申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第3号 申請番号1番について、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続きますして日程5 議案第4号 農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認についてを上程いたします。

それでは、事務局より説明願います。

事務局

議案第4号 農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について説明いたします。

本件につきましては、農地法第6条の規定に基づき、法人から報告を受け、農地所有適格法人の4要件（法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件）を満たすか毎年、確認をお願いするものです。

今回2法人から報告がありました。

まず、初めの法人ですが、[主たる事務所の所在地] 小川町大字高谷〇〇〇、[法人の名称] 株式会社〇〇〇です。

(議案内容を説明)

1点目、法人形態要件についてですが、ページ左上、法人形態をご参照ください。当該会社は非公開の株式会社でありまして、また、会社の定款を見ますと、株式譲渡制限がある会社になっております。この株式譲渡制限がある株式会社というのは要件を満たすうちの一つの形態であります。

2点目、事業要件についてですが、主たる事業が農業であることが必要です。この判断については、年間の総売上高の過半が農業及びそれに関連する事業である必要があります。ページ左下、売上高欄をご参照ください。農業 〇〇〇円、その他事業はなく、年間総売上高の過半が農業及びそれに関連する事業であります。

3点目、構成員要件についてですが、株式会社における構成員は株主となっております。ページ右上、構成員数欄をご参照ください。構成員1名が、要件を満たすうちの一つである原則年間150日以上の農業常時従事者であります。

4点目、役員要件についてですが、役員の過半が原則年間150日以上の農業の常時従事者であることとされております。ページ右下、業務執行役員数欄をご参照ください。本件は、役員1名が農業に常時従事する構成員であります。

本件は4要件を満たすものと判断されます。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、採決いたします。議案第4号株式会社〇〇〇〇〇〇について、「農地所有適格法人要件を満たす」と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第4号について「要件を満たす」と判断いたします。

次の法人の確認になりますが、議席番号7番 田下三枝子委員が役員の農地所有適格法人に関する件となります。農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号7番 田下委員退席)

それでは、事務局より説明願います。

事務局

では、次の法人です。【主たる事務所の所在地】小川町大字上横田〇〇〇、【法人の名称】株式会社〇〇〇です。

(議案内容を説明)

1点目、法人形態要件についてですが、ページ左上、法人形態をご参照ください。当該会社は非公開の株式会社でありまして、また、会社の定款を見ますと、株式譲渡制限がある会社になっております。この株式譲渡制限がある株式会社というのは要件を満たすうちの一つの形態であります。

2点目、事業要件についてですが、主たる事業が農業であることが必要です。この判断については、年間の総売上高の過半が農業及びそれに関連する事業である必要があります。ページ左下、売上高欄をご参照ください。農業 〇〇〇円に対し、その他事業 〇〇〇円であり、年間総売上高の過半が農業及びそれに関連する事業であります。

3点目、構成員要件についてですが、株式会社における構成員は株主となっております。ページ右上、構成員数欄をご参照ください。構成員たる要件のうちの一つとして、農地提供者①ほかがございます。本件は株主2名が、要件を満たすうちの一つである原則年間150日以上の農業常時従事者であります。

4点目、役員要件についてですが、役員の過半が原則年間150日以上の農業の常時従事者であることとされております。ページ右下、業務執行役員数欄をご参照ください。本件は、役員2名全員が農業に常時従事する構成員であります。

本件は4要件を満たすものと判断されます。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、採決いたします。議案第4号について、「農地所有適格法人要件を満たす」と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第4号について「要件を満たす」と判断い

たします。

それでは、審議終了ですので議席番号7番田下委員の審議参加を許可します。

(議席番号7番田下委員着席)

議長

続きまして、日程第6議案第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について上程いたします。

申請番号1番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてです。本件は東松山税務署長から、特例を受けている農地等のすべてについて、一筆ごとに利用状況等を回答して欲しいという依頼によるものです。この回答ですが、利用状況の区分として、「1自ら所有し、自ら農地等として使用している 2自ら農地等として使用していない 3譲渡等により、現在所有していない 4その他」いずれか一つ該当する所に○をつけるというものでございます。それでは、申請番号1番について説明いたします。

(申請番号1番の記載事項を読み上げる。)

調査区につきましては、大河地区になります。以上です。

議長

それでは、議案第5号申請番号1番の現地調査結果について、調査地区の大河地区担当委員より報告をお願いします。

8番

議席番号8番根岸が調査報告します。申請場所ですが、青山〇〇〇は県道西平小川線をときがわ町方面に進み、野崎医院方面に約600m入った圃場整備内です。現在水稲作付がなされており問題ないと考えます。青山〇〇〇、青山〇〇〇、青山〇〇〇ともに野崎医院から東に300m程進んだ先の北側に広がる耕地内にあり、こちらも水稲作付がされており、全て1番と考えます。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

それでは採決に入りたいと思います。申請番号1番の青山〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、青山〇〇〇は1番に該当することにいたします。

続いて青山〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員挙手ですので、青山〇〇〇は1番に該当することにいたします。
続いて青山〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員挙手ですので、青山〇〇〇は1番に該当することにいたします。
続いて青山〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員挙手ですので、青山〇〇〇は1番に該当することにいたします。
続きまして、申請番号2番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、申請番号2番について説明いたします。
(申請番号2番の記載事項を読み上げる。)
調査区につきましては、竹沢地区になります。以上です。

議長 それでは、議案第5号申請番号2番の現地調査結果について、調査地区の竹沢地区担当委員より報告をお願いします。

13番 議席番号13番山田が調査報告します。現地調査は、7月19日午前9時00分から、竹沢地区農業委員2名と推進委員2名で行いました。申請場所ですが、国道旧254号線を寄居方面に向かい、木部の交差点を東武竹沢駅方面に右折し、JR八高線の踏切を渡ったところを左折した右側が相続人宅で、靱負〇〇〇は自宅前の畑で少し草になっていましたが普段使っている様子でした。靱負〇〇〇は夏野菜が作付されていまして。そこを過ぎ、もう一つ上の踏切を渡った左側が木部〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇で水稲が作付されていて、すべて1番ということと考えます。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長 それでは採決に入りたいと思います。申請番号2番の木部〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、木部〇〇〇は1番に該当することにいたします。
続いて木部〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、木部〇〇〇は1番に該当することにいたします。
続いて靱負〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、靱負〇〇〇は1番に該当することにいたします。
続いて靱負〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、靱負〇〇〇は1番に該当することにいたします。
続きまして、申請番号3番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局	<p>それでは、申請番号3番について説明いたします。 (申請番号3番の記載事項を読み上げる。) 調査区につきましては、竹沢地区になります。以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第5号申請番号3番の現地調査結果について、調査地区の竹沢地区担当委員より報告をお願いします。</p>
竹沢) 尾上	<p>竹沢地区尾上が調査報告します。現地調査は、先ほどの議案第5号申請番号2番と同日に行っております。申請場所ですが、国道旧254号線を寄居方面に向かい、木部の交差点からさらに約100m進んだところを左折し、さらに約100m進んだあたりが対象農地になります。現地調査の結果、田については稲作を、畑についてはナス、キュウリ、かぼちゃ、スイカといった夏野菜が作付されていて、1番が相当と考えます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>それでは採決に入りたいと思います。申請番号3番の木部〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>全員挙手ですので、木部〇〇〇は1番に該当することにいたします。 続いて木部〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>全員挙手ですので、木部〇〇〇は1番に該当することにいたします。 続いて木部〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>全員挙手ですので、木部〇〇〇は1番に該当することにいたします。 続いて木部〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>全員挙手ですので、木部〇〇〇は1番に該当することにいたします。 続いて勝呂〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番で</p>

よろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、勝呂〇〇〇は1番に該当することにいたします。
続いて勝呂〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番で
よろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、勝呂〇〇〇は1番に該当することにいたします。
続いて勝呂〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番で
よろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、勝呂〇〇〇は1番に該当することにいたします。
続きまして、申請番号4番について、事務局より説明をお願いいた
します。

事務局

それでは、申請番号4番について説明いたします。

(申請番号4番の記載事項を読み上げる。)

調査区につきましては、竹沢地区になります。以上です。

議長

それでは、議案第5号申請番号4番の現地調査結果について、調査
地区の竹沢地区担当委員より報告をお願いします。

竹沢) 栗島

竹沢地区栗島が調査報告します。現地調査は、先ほどの議案第5号
申請番号2番、3番と同日に行っております。申請場所ですが、国道
旧254号線を寄居方面に向かい、中出商店のところを左折し、約4
00m進んで右折したあたりの勝呂〇〇〇は、キュウリ、ナス、トマ
トなどの夏野菜の作付、その手前の上勝呂会館のところを右折して約
80m進んだ右側が勝呂〇〇〇で、草は多いが、ネギ、トウナスなど
作付、もう少し先に進んだ八高線の線路の土手下が勝呂〇〇〇で梅が
植えられてほどほどに手入れもされております。そのことから全て1
番と考えます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質疑がある方
は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

それでは採決に入りたいと思います。申請番号4番の勝呂〇〇〇は
利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方
の挙手をお願いします。

- (挙手全員)
- 議長 全員挙手ですので、勝呂〇〇〇は1番に該当することにいたします。
続いて勝呂〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。
- (挙手全員)
- 議長 全員挙手ですので、勝呂〇〇〇は1番に該当することにいたします。
続いて勝呂〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。
- (挙手全員)
- 議長 全員挙手ですので、勝呂〇〇〇は1番に該当することにいたします。
続きまして、申請番号5番について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、申請番号5番について説明いたします。
(申請番号5番の記載事項を読み上げる。)
調査区につきましては、竹沢地区になります。以上です。
- 議長 それでは、議案第5号申請番号5番の現地調査結果について、調査地区の竹沢地区担当委員より報告をお願いします。
- 3番 議席番号3番松本が調査報告します。現地調査は、先ほどの議案第5号申請番号2番、3番、4番と同日に行っております。申請場所ですが、国道旧254号線を寄居方面に向かい、JR八高線のガードをくぐってすぐのところを左折し、約300m進んで左折し、踏切を渡ってすぐのところを右折して約500mのところ、木呂子〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇は保全管理、〇〇〇は大豆を作付。踏切を渡ったところを右折せずにまっすぐ約200m進んだところが〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ともに水稲作付、そこからさらに約200mのところは〇〇〇で野菜作付なので全て1番。〇〇〇は竹が繁茂しており2番。そこから約100mのところは〇〇〇で野菜作付、そこから約300mのところは〇〇〇で野菜作付、そこから約50mのところは〇〇〇で水稲作付で1番。〇〇〇は河川敷で場所不明で2番。〇〇〇は保全管理で1番、そこから約50mのところは〇〇〇で梅が植わっているが管理されていない、〇〇〇は細い竹が繁茂しているので2筆とも2番。〇〇〇の手前を右折し約50mのところは〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇は保全管理で1番。〇〇〇は竹が繁茂しているので2番と考えます。
- 議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

それでは採決に入りたいと思います。申請番号5番の木呂子〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、木呂子〇〇〇は1番に該当することにいたします。

続いて木呂子〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、木呂子〇〇〇は1番に該当することにいたします。

続いて木呂子〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番

でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、木呂子〇〇〇は1番に該当することにいたします。

続いて木呂子〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、木呂子〇〇〇は1番に該当することにいたします。

続いて木呂子〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、2番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、木呂子〇〇〇は2番に該当することにいたします。

続いて木呂子〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、木呂子〇〇〇は1番に該当することにいたします。

続いて木呂子〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、木呂子〇〇〇は1番に該当することにいたします。

続いて木呂子〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、木呂子〇〇〇は1番に該当することにいたします。

続いて木呂子〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、2番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、木呂子〇〇〇は2番に該当することにいたします。

す。

続いて木呂子〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番
でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、木呂子〇〇〇は1番に該当することにいたしま
す。

続いて木呂子〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、2番
でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、木呂子〇〇〇は2番に該当することにいたしま
す。

続いて木呂子〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、2番
でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、木呂子〇〇〇は2番に該当することにいたしま
す。

続いて木呂子〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番
でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、木呂子〇〇〇は1番に該当することにいたしま
す。

続いて木呂子〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番
でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、木呂子〇〇〇は1番に該当することにいたしま
す。

続いて木呂子〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、2番
でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、木呂子〇〇〇は2番に該当することにいたしま
す。

続いて木呂子〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番
でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、木呂子〇〇〇は1番に該当することにいたします。

続きまして、日程第7報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届け出について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届け出について報告いたします。

(申請番号1番から3番の内容を報告する。)

これにつきましては、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第1号につきましては、報告案件ですのでご了解ください。

以上で議案はすべて終了しました。

これをもちまして、第5回小川町農業委員会を閉会します。

閉会時間午後3時31分です。